

当組合における取消事例

● 取消日

被扶養者資格の要件を失う事実が発生した場合は、当該事実の発生した日を取
消日とします。また、虚偽の申告（申告漏れ含む）によって認定された場合は、
認定日に遡及して取消とします。

(1) 給与収入等の超過による取消

- ・ 雇用契約により月収が決まっており、日額・稼働日数から算定し、恒常的収入が月収 108,334 円以上であると見込まれる場合は、雇用（採用）日を取消日とします。
- ・ 月の途中からパート等を開始しその月の収入が 108,334 円未満でも、日額に換算すると 3,612 円以上となり、翌月以降の恒常的収入が月額 108,334 円以上であると見込まれる場合もパート等の開始日を取消日とします。
- ・ 障害年金受給者又は 60 歳以上の者の場合は年金との合算額で月収 150,000 円未満、日額 5,000 円未満とします。

<例 1>アルバイト当初から月額超過の場合

○2 月 5 日からアルバイト開始

取消日：2 月 5 日

2/5	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
110,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円

月々の収入が 108,334 円以上

※ アルバイト開始日が不明な場合の取消日は 2 月 1 日

<例 2>アルバイトの日額超過の場合

○3 月 26 日からアルバイト開始

取消日：3 月 26 日

3/26	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
90,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円

※ 3 月 26 日～3 月 31 日間の平均日額（90,000 円÷6 日＝15,000 円）が 3,612 円以上であり、4 月以降月収が 108,334 円以上のため 3 月 26 日に遡及し取消

・ パート・アルバイト等で月収が一定でない場合は、月収 108,334 円以上の月から 3 ヶ月の平均額を算定し、平均額が 108,334 円以上となった当該 3 ヶ月の

初日を取消日とします。

〈例3〉月々の収入が変動する場合

○2月1日からアルバイト開始

2月	3月	4月	5月	6月	7月以降
90,000円	110,000	50,000円	110,000	140,000	160,000

└─→ 3月、5月、6月以降の3ヶ月毎の平均額を算定。

3・4・5月の平均 90,000円

5・6・7月の平均 136,667円 → 取消日 5月1日

6・7・8月の平均 153,334円

- ・ 年収130(180)万円以上で遡及取消の際、月々の収入が不明な場合はその年の1月1日を取消日とします。

(2) 事業収入等がある方の取扱いについて

- ・ 被扶養者認定の際には、課税証明書及び確定申告書類の写しを確認し、必要経費控除前の総収入額から扶養認定において必要と認められた経費のみを控除した額を収入とし判定します。

※控除ができる経費は、所得税法上の控除科目と異なります。

- ・ 被扶養者として認定後にも毎年、確定申告書類の写しの提出が必要となります。なお、確定申告の必要がない場合は、必ず居住する市町村へ収入額の申告をすることとし、申告時に提出した収入額確認書類を提出してください。
- ・ 収入確認書類が提出できない年については取消となることがあります。
- ・ 事業収入については、経費控除がなく、毎月の収入額が確認できる場合を除き、原則1月1日から12月31日の収入額で判断します。そのため、収入超過となった場合については、超過した年の1月1日が認定取消日となります。
- ・ 年の途中から事業を始めた者又は廃業した者については、経費控除後の収入額を稼働月数で除した額が基準額以上となる場合には認定できません。

(3) 株式売買、外貨取引、先物取引等による収入がある場合の取扱いについて
(年間収入の捉え方)

- ・ 配当金の他年間の取引額(売却額)の累計額を収入とします。
- ・ 取引が年に1回の場合(積極的な売買による運用を目的とせず、資産の売却のみを目的とした取引において、売却後前後1年間取引を行わない場合)は、一時的収入とみなします。
- ・ 株等の譲渡が1年間に複数回行われた場合は、年間の売却額の累計と配当金等の収入の合算が認定基準額を超過した時点で、その年の1月1日に遡り認定

取消とします。

※ 株の取得額や売買に係る諸経費及び損失については考慮することなく、当年の売却額の累計と配当金の収入により判断します。

〈例〉株等の譲渡が1年間に複数回行われ、配当金等の収入があった場合

取消日：〇〇年 1月 1日

譲渡年月	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等
〇〇年 1月	300,000 円	150,000 円
〇〇年 4月	200,000 円	400,000 円
〇〇年 6月	400,000 円	300,000 円
〇〇年 10月	300,000 円	500,000 円
累 計	1,200,000 円	1,350,000 円

株取引による年間収入累計	1,200,000 円	}	1,450,000 円
+			
年間の配当金等収入	250,000 円		

※ 収入額が認定基準額を超過したため取消日は当該年の1月1日